

広島県告示第六百四十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、平成二十八年十一月十八日までの間、縦覧に供する。

平成二十八年十一月四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

宇津戸八幡線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考	
	新	旧				
尾道市御調町綾目字場々之元八〇四番地先から 尾道市御調町綾目字場々之元七九三番一地先 まで		三・四〇〇 九・三〇〇	四・四〇〇 一・三〇〇	九四・六〇	九四・六〇	拡幅